

サステナビリティ報告のための枠組みの作成と提供を目的としている非営利団体GRI（Global Reporting Initiative）が従来のガイドライン（G4）に代えて提供しているサステナビリティレポーティングスタンダードの切り替え期限から2019年6月末で1年が経つ。従来のガイドラインが最低限クリアすべき要求事項が明確でなかったという反省に立ち、スタンダードでは基準ごとに「必須事項」「推奨事項」「手引き」が示されている。GRIスタンダードへの各企業の対応が概ね完了した中、当研究室で調査した狭義の統合報告書※発行企業を対象にGRIの利用状況調査をした。

※ 狭義の統合報告書：統合報告書等のレポート名、IIRCフレームワークへの言及がある報告書、WEB等で統合報告書等と謳っている企業の報告書を指す

【関連レポート】
GRIガイドラインの調査レポート
<https://rid.takara-printing.jp/res/report/cat2/2016/post564.html>

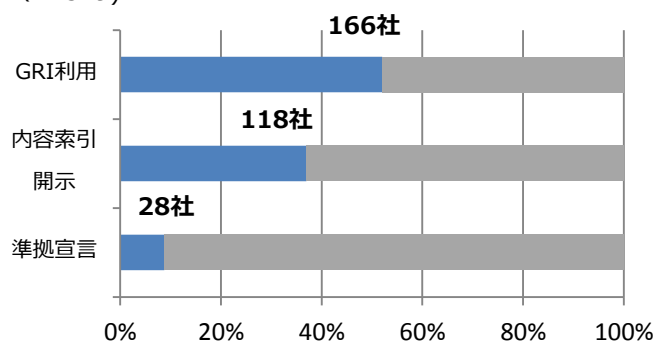
レポートサマリー

- 狭義の統合報告書発行企業の約半数の企業がGRIを利用
- 中核準拠を宣言した企業は319社中28社、一部で慎重姿勢も

今回の調査は、2018年12月末時点で発行が確認できた狭義の統合報告書319社の統合報告書およびCSRレポート、ウェブサイト(2019年5月17日時点)等を対象とした。GRIは企業や国際NGO、監査法人、投資家、学者を世界から集め2000年にガイドライン初版を公開して以来、気候変動や水といったテーマを盛り込むなどアップデートを重ねてきた。今や全世界のCSRレポート発行企業の半数以上が参考にする世界で最も普及している任意のサステナビリティガイドラインとも言われる。GRIの公式な利用方法としては、一定の要求内容を満たした場合に宣言できる「準拠」と、一部のスタンダードを使用して特定の情報を開示する際に宣言できる「参照」がある。準拠には大きく中核オプションと包括オプションの2種類があり、後者の方が要求ハードルが高い。またGRIが公式に認めている使い方ではないものの、「参考ガイドライン」の1つとしてGRIを示す形も慣行的に見られる。

統合報告書発行企業のGRI利用状況

(n=319)



何らかの形でGRIを利用している企業は319社のうち166社となり、統合報告書発行企業の半数以上がGRIを意識している形となった。このうち、GRIの要求事項とそれに該当するコンテンツを示す内容索引（対照表）を掲載している企業は118社確認できた。GRIスタンダードの中核準拠を宣言した企業は28社となり、包括準拠を宣言した企業はなかった。GRIの利用企業を業種別

業種ごとのGRI利用状況

	調査対象	利用 企業数	割合	内容索引開示 企業数	割合
電気機器	34	21	61.8%	8	23.5%
化学	29	19	65.5%	17	58.6%
卸売	23	11	47.8%	6	26.1%
医薬品	19	8	42.1%	7	36.8%
機械	19	6	31.6%	4	21.1%
小売	18	6	33.3%	3	16.7%
食料品	17	13	76.5%	7	41.2%
サービス	16	6	37.5%	5	31.3%
建設	15	5	33.3%	3	20.0%
銀行	13	7	53.8%	6	46.2%
情報 通信	13	10	76.9%	7	53.8%
保険	9	8	88.9%	8	88.9%
その他	94	46	48.9%	37	39.4%

にみると、保険業は9社中8社が利用し、いずれも内容索引を開示していたほか、うち3社が中核準拠を宣言するなどGRIに対する意識の高さが目立った。その他、17社中13社が利用していた食料品や13社中10社が利用していた情報通信業などが続いた。

2016年に224社を対象に実施したG4の利用状況の調査と比較すると、内容索引の開示企業は101社であり、今回調査は調査対象が大幅に増えたにもかかわらず横ばいの結果になっている。また、前回調査で準拠を宣言していながら今回調査で「参照」の宣言にとどめた企業もあり、「必須事項」として最低限の開示すべき点が明確になったことを受けて、慎重な姿勢も垣間見える。

IIRCの国際統合報告フレームや経済産業省の価値協創ガイダンスなどが投資家・財務資本提供者を主たるターゲットとしているのに対して、GRIは株主・投資家に加え、従業員や顧客、地域社会など幅広いステークホルダーの期待に応えることを主眼としている点で違いがある。幅広いステークホルダー向けのレポートिंगを志向している企業にとっては、GRIの枠組みを活用して重要なステークホルダーとのエンゲージメントや重要テーマへの対応を進めていくことは開示向上の指針となりえる。もちろん、テーマによっては日本企業や自社の事業内容にそぐわない点もあるのは事実であるが、自社にとって重要なテーマにおいては、GRIスタンダードで明確化された「必須事項」をグローバルな関心事項と捉え、自社の開示レベルを点検し、開示向上に取り組むことも求められよう。